

宮崎市農業委員会「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」

平成29年10月2日
令和2年10月1日改定
令和5年3月1日改定
宮崎市農業委員会

第1 指針の構成と推進体制

1 指針の構成

本指針は、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第7条第1項に基づき、宮崎市の農地利用の将来ビジョンを描くものです。

具体的には、「農地等の利用の最適化の推進」のため「遊休農地の発生防止・解消」「担い手への農地利用の集積・集約化」「新規参入の促進」の3つについて、数値目標とその目標達成に向けた具体的な推進方法、目標の達成状況に対する評価方法等を定めます。

2 指針の期間

農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律案（令和4年法律第56号）による改正後の農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号。以下「改正基盤法」という。）第5条第1項に規定する宮崎県の農業経営基盤の強化の促進に関する基本方針及び改正基盤法第6条第1項に規定する宮崎市の農業経営基盤の強化の促進に関する基本構想を踏まえた農業委員会の長期的な目標として10年後に目指す農地の状況等を示します。

なお、農業委員及び農地利用最適化推進委員（以下「推進委員」という。）の改選期である3年ごとに検証・見直しを行います。

3 指針の推進

(1) 推進体制

推進委員の担当区域ごとに担当の農業委員及び事務局職員を配置し、毎月地区連絡会を開催することで区域内の農地等の情報の共有化を図り、農業委員、推進委員及び事務局が一体となって「農地等の利用の最適化」を推進できる体制を構築します。

(2) 指針に基づく単年度の活動及び点検・評価

単年度の具体的な活動については、「農業委員会による最適化活動の推進等について」（令和4年2月2日付け3経営第2584号農林水産省経営局長通知、令和4年2月25日付け3経営第2816号農林水産省経営局農地政策課長通知）に基づく「最適化活動の目標の設定等」のとおりとします。

また、その点検・評価を行うことで、指針で定める目標の進捗管理を行います。

第2 遊休農地の発生防止・解消について

1 遊休農地の解消目標

令和6年3月末までに遊休農地の割合を1%とし、令和5年度以降は1%以下を維持することを目標とします。

	管内の農地面積 ※注1 (A)	遊休農地面積 (B)	遊休農地の割合 (B/A)
現 状 (令和2年3月)	8,648 h a	228.1 h a	2.6%
1年後の目標 (令和3年3月)	8,605 h a	185.2 h a	2.2%
2年後の目標 (令和4年3月)	8,572 h a	151.6 h a	1.8%
3年後の目標 (令和5年3月)	8,538 h a	117.9 h a	1.4%
目 標 (令和6年3月)	8,504 h a	84.2 h a	1.0%

注1：管内の農地面積は、耕地及び作付面積統計における耕地面積（作物統計調査による面積）と農地法第30条第1項の規定による農地の利用状況調査により把握した同法第32条第1項第1号の遊休農地の合計面積

2 具体的な推進方法

(1) 日常的な農地パトロールの実施

遊休化するおそれのある農地を早期発見することにより、遊休農地の発生防止に努めます。

(2) 利用状況調査の実施

市内のすべての農地を対象に、地区ごとに現地調査を実施し、農地の現状を把握します。

(3) 利用意向調査の実施

遊休農地（A分類）の所有者に対し、戸別訪問を中心に今後の利用の意向を確認し、農地の適正利用を推進します。

(4) 遊休農地の再生利用の推進

利用意向調査の結果、意向どおりの改善がみられない所有者に対して是正指導を行います。

(5) 農地・非農地判断の実施

利用状況調査によって、再生利用が困難と区分された農地については、「農地・非農地判断」を行います。

3 評価方法

遊休農地の発生防止・解消の進捗状況は、遊休農地の割合により評価します。

単年度の評価については、「農業委員会による最適化活動の推進等について」に基づく「農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表」のとおりとします。

第3 担い手への農地利用の集積・集約化について

1 担い手への農地利用集積目標

令和6年3月末までに管内の農地面積の80%を担い手に集積することを目標とします。

	管内の農地面積 ※注2 (A)	集積面積 (B)	集積率 (B/A)
現 状 (令和2年3月)	8,420 h a	5,085 h a	60.4%
1年後の目標 (令和3年3月)	8,420 h a	5,498 h a	65.3%
2年後の目標 (令和4年3月)	8,420 h a	5,911 h a	70.2%
3年後の目標 (令和5年3月)	8,420 h a	6,323 h a	75.1%
目 標 (令和6年3月)	8,420 h a	6,736 h a	80.0%

注2：管内の農地面積は、耕地及び作付面積統計における耕地面積（作物統計調査による面積）

2 具体的な推進方法

(1) 「地域計画」の作成・見直し等への積極的な参加

「地域計画」や「多面的機能支払交付金」などに関する地域の話し合い活動に積極的に参加し、地域農業者の意向や農地の情報等の把握に努めるとともに、「地域計画」の作成・見直しのため、地域での話し合いの調整や推進に積極的に関与します。

(2) 認定農業者等の担い手の確保

地域農業の中心となる経営体の育成・確保の観点から、市農政部等と連携し、農業経営改善計画の再認定の申請を行っていない者や基本構想水準への到達が見込まれる者の経営状況等を把握し、認定農業者への誘導を図ります。

(3) 農地の利用調整

農地中間管理機構と連携し、農地中間管理事業及び農業経営基盤強化促進事業を有効に活用し、利用権設定等により、担い手への農地利用の集積を推進します。

また、関係機関と飼料作物に関する情報を共有・周知し、耕種農家と畜産農家の連携を図ります。

(4) 認定農業者等の耕作地の適法化

正式な手続きを経ずに農地の貸し借りが行われている場合には、認定農業者等の担い手に対し、農業経営基盤強化促進事業による利用権の設定等に基づいた適切な農地の貸し借りが行われるよう個別指導を行うとともに、農地制度の周知を図ります。

(5) 農作業受委託契約締結の推進

農作業受託組合の構成員の農地台帳等を確認し、契約が未締結の農地について、契約の締結を推進します。

3 評価方法

担い手への農地利用の集積・集約化の進捗状況は、農地の集積率により評価します。

単年度の評価については、「農業委員会による最適化活動の推進等について」に基づく「農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表」のとおりとします。

第4 新規参入の促進について

1 新規参入の促進目標

毎年20経営体（新規参入者取得耕地面積6ha）の新規参入を目標とします。

注：新規参入者は、当該年度に農地の権利移動を行った認定新規就農者及び法人とし、法人雇用や親元就農は含まない。

2 具体的な推進方法

(1) 関係機関との連携

市農政部等と連携し、必要に応じて新規就農相談会等に参加するなど、管内への就農希望者の把握に努めます。

(2) 新規就農者等への支援

生産基盤のない新規就農者等に対し、就農希望地や営農類型等の聞き取りを行い、就農希望地の農業関係者等と協調し、農地を仲介するなど円滑に就農ができるように支援します。

(3) 農地情報の整備

農地の売りたい・貸したい等の情報を整備、公開し、新規参入者と農地のマッチングを支援します。

3 評価方法

新規参入の促進の進捗状況は、新規参入者（個人、法人）の数により評価します。

単年度の評価については、「農業委員会による最適化活動の推進等について」に基づく「農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表」のとおりとします。

第5 事業の推進について

（事業の推進および活用）

関係機関と連携し、新規就農者等への就農地確保を支援するスタンバイ農地事業（県）及び新規就農者優良農地バックアップ事業（市）を推進・活用し、担い手への農地集積・集約及び遊休農地の発生防止に努めます。

第6 「地域計画」の目標を達成するための役割

宮崎市において作成された「地域計画」に基づき、農地を効率的かつ総合的に利用していくため、次の役割を担います。

- ・ 日常的な農地の見守りによる農地の適正利用の確認
- ・ 農家への声掛け等による意向把握
- ・ 「地域計画」で位置付けられた担い手への農地の利用調整やマッチング
- ・ 農地中間管理事業の活用の働きかけ
- ・ 「地域計画」の定期的な見直しへの協力